

交野市議会議員選挙

～ さあ投票 選挙の主役は あなたです ～

みんなで投票に行こう！



投票	9月13日(日)午前7時～午後8時 各投票所
期日前票	9月7日(月)～12日(土) 午前8時30分～午後8時 市役所本館1階 玄関ホール
開票	9月13日(日)午後9時～ いきいきランド交野

投票できない人

- ▽選挙人名簿に登録されていない人
- ▽選挙人名簿に登録されているが、投票時に市外に転出している人
- ▽27年6月6日以降に、交野市に転入届を出した人

入場整理券を各家庭に郵送

9月6日の告示以降、各家庭の世帯主名で投票所入場整理券を郵送します。
入場整理券は、1通のはがきに4人分までを1組にして作成しています。有権者が5人以上いる世帯には、2通以上のはがきに分かれて届きますので、ご注意ください。
投票するときは、本人分を切り離して投票所へお持ちください。
※入場整理券をなくしても、投票できますので、投票する際に事務従事者に申し出ていただく。

無効になる投票

- せっかく投票しても、記載されている内容により無効投票になる場合があります。投票する候補者氏名をはっきり記載してください。
- 次のようなものは無効投票になります。
- ▽候補者以外の氏名を記載したものの
- ▽複数の候補者の氏名を記載したものの
- ▽誰に投票したか不明なもの
- ▽白紙投票
- ▽誤記、符号など、関係のないものを記載したもの
- ▽正規の投票用紙を使用しないもの

投票所で困ったときは

次のようなときは、投票所の事務従事者に申し出ていただく。
▽入場整理券を忘れたり、なくしたりしたとき
▽けがなどで、字が書けない

交野市議会議員選挙が、9月6日(日)に告示され、9月13日(日)に投票、即日開票します。
各家庭に郵送される「投票所入場整理券」に記載されている投票所で、投票してください。
投票 午前7時～午後8時、各投票所
開票 午後9時～、いきいきランド交野
問い合わせ 選挙管理委員会 事務局(TEL 892・0121)

投票速報・開票結果はホームページで

1時間ごとの投票速報と、開票結果は、市のホームページでお知らせします。
投票速報 9月13日(日)午前8時から1時間ごと
開票結果 開票終了後
※ホームページ (<http://www.city.katano.osaka.jp/>)

投票所の備品をご利用ください

投票所には、次のものを備えてあります。必要に応じてご利用ください。
投票所の備品 車いす、車いす用記載台、老眼鏡、点字器、点字の候補者名簿、筆談用ボード、拡大鏡

選挙公報をお届けします



大事な投票、忘れずに！
各家庭に、候補者の経歴などを掲載した選挙公報を9月11日(金)までに配布します。届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。

投票できる人

投票するには、選挙人名簿に登録されている必要があります。
今回の選挙については、次の①～③を満たすが、投票できます。
登録要件
①平成7年9月14日までに生まれた人
②平成27年6月5日までに交野市への転入届を済ませた人

各投票区と投票所案内図

第1投票区投票所
倉治1・7、東倉治、神宮寺
スーパーマーケット
機物神社
倉治小管理棟1階教室

第2投票区投票所
倉治2・6・8・9
倉治図書館2階視聴覚室
教育文化会館
倉治小学校

第3投票区投票所
幾野
くらやま幼稚園
二中体育館
今池

第4投票区投票所
郡津
郡津駅
交野幼稚園
郡津小新館音楽室

第5投票区投票所
松塚
松塚ふれあい館
交野会館
郵便局

第6投票区投票所
梅が枝、私部西1・44・47
梅が枝集会所
交野市駅

第7投票区投票所
私部2・3・4、私部西1・44・47を除く
交野市駅
青年の家学びの館
JA北河内交野中央支店

第8投票区投票所
私部1・5・8、青山
交野市役所
住吉神社
第二京阪道路
いきいきランド交野

③平成27年9月5日に交野市に継続して住んでいる人
※選挙期間中に20歳を迎える人は、生年月日によって期日前投票ができる期間が異なります。期日前投票ができない期間は、不在者投票での投票となります。詳しくは、お問い合わせください。
■8月21日以降に転居した人
8月21日(金)以降に市内で転居届を出した人は、転居前の住所の投票所で、投票してください。
投票所は、入場整理券に記載しています。



選挙人名簿の縦覧

選挙に伴う選挙人名簿登録にかかる縦覧を行います。
 と き 9月6日(日)午前8時30分～午後5時
 ところ 市役所本館2階 選挙管理委員会事務局

期日前・不在者投票制度のご利用を



期日前投票や不在者投票は、投票日に投票所で投票できないと見込まれる人が利用できる制度です。

- 対象**
- ▽仕事や冠婚葬祭がある人
 - ▽レジャーや買い物、旅行などで投票区域外にいる人
 - ▽病気や妊娠などで、投票所に行くことが困難な人

期日前投票

期日前投票期間中に、期日前投票をする旨の宣誓書を記入し、その場で交付される投票用紙に候補者氏名を記入して、直接投票箱に投函してください。また、投票には入場整理券をお持ちください。

と き 9月7日(月)～12日(土)午前8時30分～午後8時
 ところ 市役所本館1階 玄関ホール

不在者投票

出張などで、期日前投票や投票日に投票できない人が対象となります。

投票期間 9月7日(月)～12日(土)
 ①出張先・滞在先の他市町村で投票する
 市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書・請求書」により、投票用紙などを請求してください。この宣誓書・請求

書を受け取り次第、投票用紙などを送りますので、滞在地などの選挙管理委員会で投票してください。

選挙管理委員会以外で記入したもの、同封している「不在者投票証明書」の封筒を開封したものは無効となり、投票できなくなります。

②不在者投票ができる施設で投票する
 病院や老人ホームなど、入所している施設が不在者投票のできる施設に指定されている場合は、その施設に申し出ることで投票できます。

不在者投票ができる市内の施設
 ▼病院Ⅱ 交野病院、星田南病院、介護老人保健施設逢々館かたの、介護老人保健施設青山
 ▼老人ホームⅡ きんもくせい特別養護老人ホーム、ケアハウスきんもくせい、特別養護老人ホーム明星、特別養護老人ホーム天の川明星、軽費老人ホーム明星、アミーユ交野、レガート交野、ベストライフ交野、特

別養護老人ホーム美来(老人短期入所施設を含む)、特別養護老人ホームあおや

ま、サークル・ナートかたの▽身体障がい者支援施設Ⅱ 野自立センター

申請用紙のダウンロード

期日前投票・不在者投票の宣誓書・請求書は、選挙管理委員会のホームページ(<http://www.city.katano.osaka.jp/so-shiki/gyousei/>)からダウンロードすることができます。
 また、市役所本館2階の選挙管理委員会事務局でも、受け取ることができます。

郵便等投票制度

次のA③のいずれかに当てはまる人は、自宅などから郵便等で不在者投票ができます。
 ①身体障がい者手帳を持ち、
 ②下肢、体幹、移動機能の障がいがある1級または2級の人
 ③心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の人
 ④免疫または肝臓の

障がいの程度が1級から3級の人
 ⑤戦傷病者手帳を持ち、①両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症の人
 ⑥心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症の人

⑦介護保険の被保険者証の要介護状態区分の記載が「要介護5」の人
 ※郵便等投票をすることができない人で、上肢または視覚の障がい、身体障がい者手帳に「1級」とある人や、戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がい、特別項症から第2項症の人は、申請

することによって投票を代理記載する人を指定して投票することができます。

■手続き

あらかじめ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。身体障がい者手帳や介護保険被保険者証などを提示し、市選挙管理委員会宛ての書面で申請してください。該当する場合は「郵便等投票証明書」を交付します。
 郵便等投票の対象となる人で未申請の人は、市選挙管理委員会に身体障がい者手帳などを添えて申請してください。有効期限が切れている場合も、改めて申請手続きが必要

してはいけない選挙運動

選挙運動のできる期間は、立候補の届け出をした日から投票日前日までです。
 選挙運動には各種のルールがあり、選挙運動関係者だけでなく、有権者もこのルールを守らなくてはなりません。



【戸別訪問】

各戸を訪問して、投票を依頼することはできません。

【飲食物の提供】

陣中見舞いなどといって、飲食物を選挙事務所などに差し入れることはできません。

贈らない 求めない 受け取らない

第19投票区投票所

星田7～9、星田山手1・2、南星台、大字星田

第17投票区投票所

妙見東

第15投票区投票所

藤が尾

第13投票区投票所

私市、大字私市

第11投票区投票所

寺

第9投票区投票所

私部南、向井田

第20投票区投票所

星田山手3～5、星田西

第18投票区投票所

星田1～6、星田北

第16投票区投票所

妙見坂

第14投票区投票所

私市山手

第12投票区投票所

森南、森北、大字森、大字傍示

第10投票区投票所

天野が原町

